

平成27年度決算に基づく

薩摩川内市の財政健全度を公表します

財政健全化法に基づき公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成19年6月に公布され、まちの財政の健全化判断比率などの公表が義務付けられています。

本市の財政は健全なの？

本市の平成27年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率は以下の表のとおりです。

いずれの比率も、国が示した基準（早期健全化基準・経営健全化基準）を下回っており、健全な状態であるといえます。

しかし、厳しい財政状況に変わりはなく、引き続き、行財政改革を進めていく必要があります。

健全化判断比率って何？

市の財政状況の健全度を表すものです。4つの指標（①～④）が定められており、それぞれ異なった視点から、財政状況を判断します。

 いずれも数値が大きいほど、財政状況が悪いことを示しています。

指標	内容	対象範囲	本市		財政健全化法に基づく基準（平成27年度）	
			26年度決算	27年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	一般会計などが黒字か赤字かを判断する比率	一般会計等	—	—	11.76%	20.00%
②連結実質赤字比率	市の全会計が黒字か赤字かを判断する比率	全会計	—	—	16.76%	30.00%
③実質公債費比率	年間の公債費（借入金の元金・利子などを支払うための経費）の割合（3年平均）	一般会計等	9.8%	10.3%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	一般会計などでの今後の負担を示す比率	一般会計等	17.5%	10.7%	350.0%	

*本市の実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がないため「—」と記載しています。

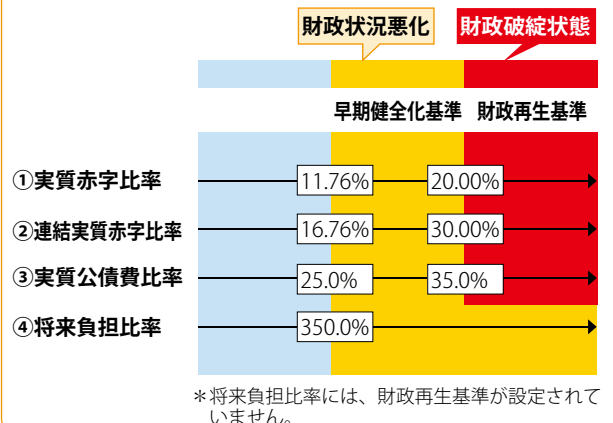


財政健全化法には、**早期健全化基準**と**財政再生基準**が定められています。

● **早期健全化基準（イエローカード）**
4つの健全化判断比率のうち、いずれかが「早期健全化基準」以上である場合は、財政状況が悪化している「**財政健全化団体**」となり、自主的な改善努力として「財政健全化計画」を策定し、計画に従って財政状況を改善しなければなりません。

● **財政再生基準（レッドカード）**
健全化判断比率のうち、将来負担比率を除く3つの比率について、いずれかが「財政再生基準」以上である場合は、財政破綻している「**財政再生団体**」となり、「財政再生計画」を策定し、国の関与の下で、計画に従って財政再建をしなければなりません。

【早期健全化基準・財政再生基準】



◆会計別の資金不足比率

資金不足比率は、資金の不足額の事業規模に対する比率で、市が経営する公営企業の経営状況の健全度を表す指標です。



【用語解説】

■事業規模

地方公営企業における料金収入などの営業収益の規模

■経営健全化基準

自主的かつ計画的に、公営企業の健全化を図るべき基準
資金不足比率について定められた数値であり、経営健全化基準以上である場合には、「経営健全化計画」を定めなければなりません。

指 標		資金不足比率								
内 容		公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率								
会 計 名		簡易水道事業	温泉給湯事業	公共下水道事業	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	浄化槽事業	天辰第一地区土地区画整理事業(宅地造成分)	入来温泉場地区土地区画整理事業(宅地造成分)	水道事業
本 市	27年度決算	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	26年度決算	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財政健全化法に基づく基準(平成27年度)		経営健全化基準 20.0%								

*本市の資金不足比率は、資金不足額がないため「—」と記載しています。

◆健全化判断比率などの対象範囲一覧

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計等	一般会計	↑↓	↑	↑↓	↑↓	
	天辰第一地区土地区画整理事業					
	入来温泉場地区土地区画整理事業					
	川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務					
公営事業会計	国民健康保険事業	↑↓	↑	↑↓	↑↓	↑↓ *公営企業会計ごとに算定
	国民健康保険直営診療施設勘定					
	介護保険事業					
	後期高齢者医療事業					
	簡易水道事業					
	温泉給湯事業					
	公共下水道事業					
	農業集落排水事業					
	漁業集落排水事業					
	浄化槽事業					
	天辰第一地区土地区画整理事業(宅地造成分)					
	入来温泉場地区土地区画整理事業(宅地造成分)					
	水道事業					